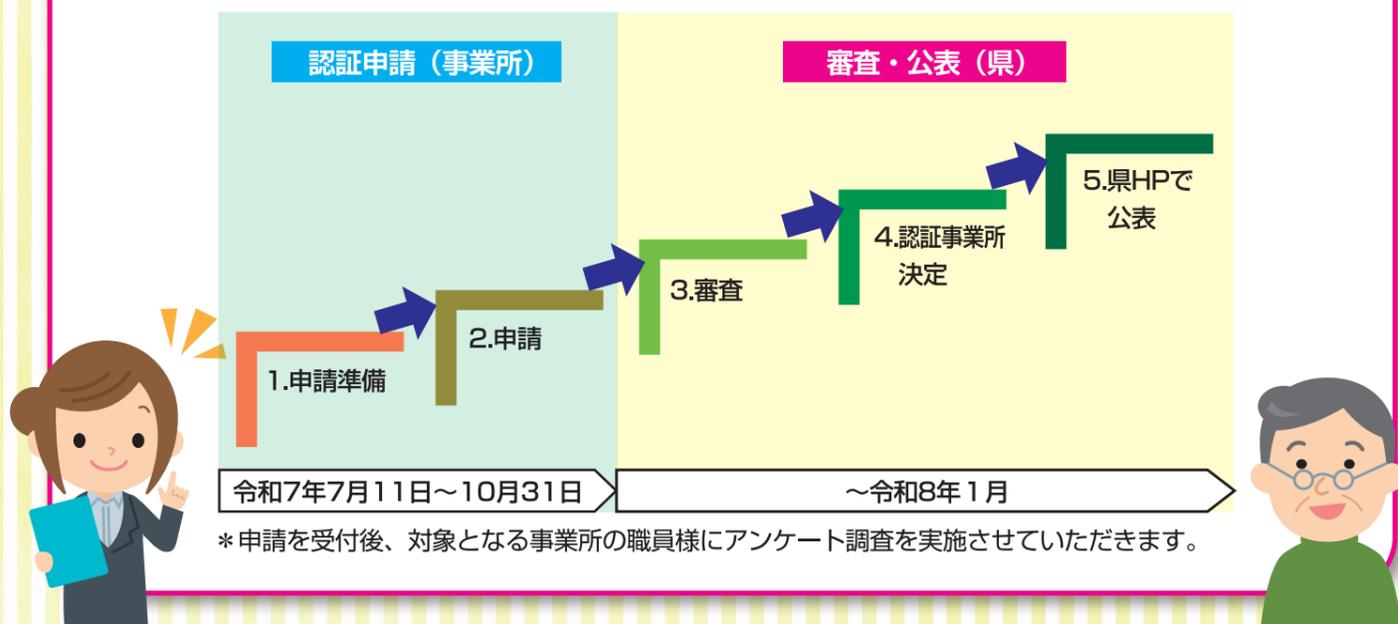


令和7年度 認証取得までの流れ (イメージ)



本申請に関する専用ホームページ



認証申請専用ホームページ

本認証に関する詳細情報が
こちらから確認できます。



本申請に関するお問い合わせ



質問フォーム

ご不明なこと、ご質問など
こちらからお気軽にお問合せください。



本認証制度に関する受託先

【認証申請サポート室】
受託会社 麻生教育サービス株式会社
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-25-24八百治ビル4F
TEL : 092-432-6266

働きやすい介護職場を目指して 「福岡県働きやすい 介護職場認証制度」

申請受付期間

7月11日~10月31日



働きやすい
介護職場 認証

福岡県

本制度は、令和5年度からスタートし、**634件**の介護事業所が認証されています。

認証事業所は、以下の二次元コードを読み取ってご確認できます。
＜福岡県働きやすい介護職場認証事業所＞
（「福岡県介護情報ひろば」に掲載）



福岡県働きやすい介護職場認証制度



福岡県働きやすい介護職場認証制度とは？

労働環境改善や人材育成、処遇改善などに一定の達成基準を設け、その基準を満たして事業を行う介護事業者（※）に対し「働きやすい介護職場」として福岡県が認証を付与し、福岡県民に広く公表する制度です。

本申請は**無料**であり、審査費用のご負担はありません。

※介護事業者 福岡県内で介護保険サービスを実施しているすべての事業所が対象です。

福岡県内に所在する介護保険法に基づく指定または許可を受けた事業所または施設であれば、法人本部の所在地は県外であっても申請できます。

※認証の有効期間は3年(更新制)です。



認証制度の目的とは？

認証取得を通じ、介護事業所において職員の皆さまにとって働きやすい職場環境が維持されることや、職場環境全般の整備をさらに推進していただき「介護人材の確保」、「離職防止」、「職員の定着化」が実現されることを目的としています。



認証を取得するメリットとは？

認証取得の メリット

- ・認証取得されましたら「働きやすい介護職場の認証事業所」として福岡県のホームページに掲載されます。また、県下各市町村や各種団体等を通じて広く県民にPRされる予定です。
- ・認証事業所においても、ホームページやパンフレット等でPRができます。
- ・「安心して長期間働ける職場」として認証事業所を志望する求職者が増え、人材確保の解消等が期待できます。

介護事業者

“認証事業所”として県のホームページでの公表をはじめ、自施設のホームページやパンフレットでPRすることで、求職者の増加が期待できます。

介護職員

“認証事業所”であることに誇りを持ち、職場への帰属意識や仕事に対する意欲が高まるとともに安心して長期間働くことができます。

求職者

“働きやすい介護職場”が標榜された認証事業所は、求職者にとって「安心して長期間働ける職場」であることの目安になります。



認証申請の対象および条件等

認証申請の対象

- ・事業所単位かつサービス種別ごとの申請となります。
 - * 1事業所内に複数のサービス種別があり、それぞれのサービス種別で認証の取得を希望する場合は、サービス種別ごとに申請が必要です。
- ・令和7年度の申請は、「2022年(令和4年)3月31日以前」に指定された事業所が対象です。
 - * 事業所指定から3年が経過していることが申請の条件となります。
 - * 「2022年(令和4年)4月1日以降」に指定された事業所は対象外となります。ご注意ください。

認証申請の条件

- ・申請対象となる事業所に、「職員が1名以上」配置されていることが条件です。なお、配置職員が1名であり、その職員が「役員」「派遣労働者」「委託事業者」のいずれかである場合は申請できませんのでご注意ください。
- ・その他、法令違反の無いこと、福岡県が要請する同意事項に同意できること等が申請の条件となります。

※認証申請の対象及び条件等に関する詳細については、必ず裏面に記載の「説明動画」、「申請の手引き」をご確認ください。

認証申請の方法



1. 本チラシ裏面に掲載の「専用ホームページ」をご確認ください。
2. 1の専用ホームページに掲載の「説明動画」、「申請の手引き」の説明に従い申請手続きを行ってください。



申請で確認する項目等

下表に関する実績等をご回答いただきます。

なお、詳しい内容については、必ず裏面記載の「説明動画」、「申請の手引き」をご確認ください。

基本項目	評価項目
1.職員の処遇について	1. キャリアパスの設定及び職場環境改善にかかる取組
2.労働条件について	1. 有給休暇の取得率 2. 有給休暇の平均取得日数 3. 時間外勤務の平均従事時間
3.職員の勤続について	1. 平均勤続年数 2. 離職率(過去3年間平均) 3. 長期勤続職員の割合(3年)
4.人材育成・教育について	1. 事業所内における教育・研修 2. 事業所外における教育・研修

